

定期監査結果に基づく措置状況

平成31年3月31日現在(報告)

課名	監査結果	措置の内容及び状況
危機管理室	(1) 要支援者支援システムの機器保守及び要支援者支援システムパッケージ保守の契約には、自動延長の条項があるが、自治法第232条の3の趣旨から予算の裏付けのない契約は行うことはできないため、次回契約更新の際には、自動延長の条項を削除されたい。 【29年度第1次定期】	(1) 平成30年度当初の契約更新の際に、自動延長の条項の削除を行った。 【橋財第1-4 H30. 7. 25】
政策企画室	(1) 国際交流事業として、現在、本市は国際親善協会に対して、小・中学生、高校生を中心に「英語スピーチコンテスト」の開催など、国際感覚豊かな人材育成等の活動に係る補助金を支出している。 上記に関連して、国際化など時代の流れに合わせるべく、自己啓発により語学研修などに取り組み、スキル向上を図ろうとする意欲的な職員に対し、資格取得等に係る費用の補助を検討してはどうか。 【27年度第2次定期】	(1) 職員の資格取得等に係る費用の補助について、職員の研修担当である職員課と協議した結果、語学研修については全国市町村国際文化研修所(JIAM)等の研修を活用することで対応可能であると考えため、資格取得等に係る費用の補助は行わない。 【橋財第1-6 H31. 3. 28】
教育福祉連携推進室	(1) 委託契約の報告・検査(検収)・請求・支払条項の記載がない契約については、契約条項を見直されたい。 【29年度 第1次定期】	(1) 今回指摘のあった事項における委託契約については、今後、委託契約を行う場合は、契約条項として「報告」・「検査(検収)」・「請求」・「支払条項」を記載する。 【橋財第1-2 H30. 6. 25】
債権回収対策室	各課に新たな債権が発生しないよう、指導啓発を強化されたい。また、29年度には移管予定債権を基に、所管課と協議の上、さらなる回収に努められたい。 【28年度第2次定期】	債権の適正な管理を促すため、平成29年度に債権管理マニュアルに係る説明会、債務者死亡時の債権管理に係る研修会及び債権所管課とのヒアリング等を実施し、指導啓発に努めた。 平成29年度においては、5件の債権所管課からの債権の移管を受け、2件の回収となった。内訳は、保育料1件と国民健康保険不当利得返還金1件。 また、移管を受けた案件について、財産調査、法的措置等の検討を行ったが、財産等が確認できず滞納処分や法的措置には至らず、債務者による分納誓約や児童手当の充当等での回収となったため、債権所管課へ返還した。 なお、債権所管課から債権回収対策室への債権移管予告通知書の送付及び債権移管協議に伴う指導、助言等により自主納付があった。内訳は、保育所保育料1件、住宅新築資金等貸付金2件。 今後も債権の適正な管理を促し、回収に努める。 【橋財第1-3 H30. 7. 5】
生活環境課	総じて委託契約に報告・検査(検収)・請求条項の記載がない。次回契約時には条項を見直されたい。また、検査(検収)を3月31日までに完了できるよう、年度末まで履行しなくてよい契約については契約期間を見直されたい。 【29年度第2次定期】	平成30年度より、契約内容の再検討をおこない、報告・請求条項を記載した。検査(検収)については、管財課と協議のうえ「確認を受ける」とした。また、尾崎集会所及び高野口斎場進入路整備、元橋本斎場周辺整備管理委託については、契約期間の見直しをおこなった。 【橋財第1-3 H30. 7. 5】

課名	監 査 結 果	措置の内容及び状況
納税課	<p>(2) 他市でも実施されているように、税以外の強制公債権を含めた一体徴収について、検討されたい。 【28年度第2次定期】</p>	<p>(2) 納税課としての検討結果 ①税と強制徴収公債権の一体徴収については、現時点で国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料については、すでに税と一体徴収を行っている。 ②一体徴収の事務について、保育園保育料、下水道使用料などの強制徴収公債権だけを新税務課（平成31年4月1日付け機構改革）にて、原課から依頼があった債権のみを移管方式により滞納処分（強制徴収）をおこない、収納業務等は、今までどおり原課でおこなう。 ③非強制徴収公債権と私債権については、税と一体徴収を行うことは地方税法第22条に抵触するとの認識より新税務課では取り扱いはしません。 ④総務課総務管理係において、非強制徴収公債権と私債権の困難案件を対応する。 ⑤橋本市債権回収対策本部会議及び幹事会での協議を重ね、機構改革により事務分掌が整備された。 【橋財第1-6 H31. 3. 28】</p>
こども課	<p>(25年度2次定期時は学校教育課が担当課→27年度よりこども課へ) 幼稚園保育料及び入園料の収入未済金について、現在は、記録簿での管理であるため、債務者個々の「滞納者管理簿」を作成されたい。 また、現在滞納者へ送付している「幼稚園保育料納付のお願い」の文書については、「督促状」、「催告書」として明確になるよう文書の文言について検討されたい。 【25年度第2次定期】</p>	<p>幼稚園保育料及び入園料、保育園保育料と共に、「債権管理台帳」を作成し、個々に管理をして対応している。 滞納者への送付文書については、幼稚園保育料についても保育園保育料と同様に「保育料の納付督促について」、「未納利用者負担額（保育料）納付催告書」「徴収業務移管予告書兼納付催告書」を送付している。 【橋財第1-3 H30. 7. 5】</p>
こども課	<p>(1) 親子教室補助金については、独自の補助金要綱があるものの、様式は橋本市補助金要綱によるものとなっており、独自の補助金要綱を作成した意義が見受けられない。については、速やかに「橋本市親子教室運営費補助金要綱」を改正され、適正な事務手続きに努められたい。 【28年度第2次定期】</p>	<p>(1) 「橋本市親子教室運営費補助金交付要綱」を「橋本市子育てサークル事業費補助金交付要綱」と改正し、平成30年4月1日より施行している。 【橋財第1-1 H30. 6. 15】</p>
いきいき長寿課	<p>(1) いきいきルーム運動機器使用料は、券売機の精算業務を月1回から回数を増やし安全を確保されたい。 【30年度第1次定期】</p>	<p>(1) いきいきルーム運動機器使用料について、平成30年12月から券売機の精算業務を月2回行うよう改善した。 【橋財第1-5 H31. 2. 5】</p>

課名	監 査 結 果	措置の内容及び状況
シティセールス 推進課	(1) 総じて委託契約に報告・検査（検収）・請求条項の記載がない。次回契約時には条項を見直されたい。また、委託事業完了後の支払いについては、完了報告書等の受領、当該書類に基づく検査（検収）、請求書の受領といった手順を踏んで、適正に支出されたい。 【29年度第2次定期】	(1) 指摘のあった下記の業務について、平成30年度の契約時から委託契約及び年度協定書の条項に記載し対応しています。 【橋財第1-2 H30. 6. 25】
シティセールス 推進課	(2) 和歌山はしもとオムレツ推進協議会へ補助金500,000円を支出しているが、効果が低いと考えられる。今後選択と集中の観点から事業を見極め、有効な補助金支出をされたい。 【29年度第2次定期】	(2) 平成30年度から、新たに、はしもとオムレツ専用のケチャップ開発をカゴメ株式会社と連携して取り組んでいます。カゴメのホームページに「はしもとオムレツ」のレシピを掲載することやカゴメが行う料理コンテストなどへ本市事業者が参加することで、「はしもと」のPRにつながるため、効果的に支出していきたい。なお、当補助金は平成31年度までとなっている。 【橋財第1-2 H30. 6. 25】
まちづくり課	(1) 再開発住宅は現在、全69戸中27戸が入居（内17戸に永住権があり使用料収入として家賃を収納）しているが、今後本市の開発計画の見直しに沿って、入居戸数のシュミレーションも見直すべきではないか。その結果によっては、入居条件等について、再開発住宅建設補助金を受けていた市街地開発事業所管の国土交通省との協議も必要と考える。 【26年度第1次定期】	(1) 平成29年8月に中心市街地第一地区土地区画整理事業の事業計画の見直し、平成30年9月に住宅市街地総合整備事業の事業計画の見直しを行い、再開発住宅は平成31年3月31日付けで従前居住者用賃貸住宅としての用途を廃止する。今後は建築住宅課において地域優良賃貸住宅（橋本駅前団地）として、平成31年度以降新規入居者を募集する。 【橋財第1-6 H31. 3. 28】
まちづくり課 （旧市街地整備課）	(1) 再開発住宅については、現在69戸中19戸が入居され、50戸が使用されていない。今後、同住宅の利用度合が縮小されると見込まれることから、施設の有効活用を図るためには、市営住宅化等への取り組みやそれに伴う事務手続きの迅速化を積極的に進められる必要がある。 【28年度第2次定期】	(1) 平成29年8月に中心市街地第一地区土地区画整理事業の事業計画の見直し、平成30年9月に住宅市街地総合整備事業の事業計画の見直しを行い、再開発住宅は平成31年3月31日付けで従前居住者用賃貸住宅としての用途を廃止する。今後は建築住宅課において地域優良賃貸住宅（橋本駅前団地）として、平成31年度以降新規入居者を募集する。 【橋財第1-6 H31. 3. 28】
建築住宅課	(3) 委託契約の報告・検査（検収）・請求・支払条項の記載がない契約については、契約条項を見直されたい。 【29年度第1次定期】	(3) 契約条項の見直しを実施し契約をした。 橋本市木造住宅耐震診断事業委託業務 委託契約書 橋本市木造住宅耐震補強設計審査事業委託業務委託契約書 【橋財第1-1 H30. 6. 15】
建築住宅課	(4) 公営住宅使用料の滞納について、悪質なものについては連帯保証人に対する督促状、催告書を発送されたい。 【25年度第1次定期】	(4) 6ヶ月以上の滞納がある滞納者の連帯保証人に対して通知を行うようにした。 【橋財第1-6 H31. 3. 28】
建築住宅課	(5) 公営住宅を退去した滞納者について、行先不明者を正確に把握し、連帯保証人への督促状、催告書を発送されたい。 【25年度第1次定期】	(5) 退去滞納者の所在地について追跡調査を実施しており、明渡し訴訟等で退去した者以外の通常退去者で滞納がある者については、請求を行い分割納付などで支払ってもらおうようにしました。 【橋財第1-6 H31. 3. 28】

課名	監 査 結 果	措置の内容及び状況
建築住宅課	<p>退去滞納者の内、一部の者に対して催告書が発送されていなかった。このことを踏まえ、退去滞納者及び当該連帯保証人への文書による納付通知は確実に行われたい。</p> <p>【26年度随時監査】</p>	<p>退去滞納者の所在地について追跡調査を実施しており、滞納がある者については請求を行い分割納付などで支払ってもらうようにした。</p> <p>【橋財第1-6 H31. 3. 28】</p>
建築住宅課	<p>市営住宅の長寿命化に向けた整備区分については、耐用年限が経過し、現在用途廃止計画となっている住宅は新たな募集は行っていないものの、現在入居している住民に対し、安全確保及び適正で効率的な管理の観点から、早期に他の市営住宅への転居促進を図って行くべきである。</p> <p>【26年度随時監査】</p>	<p>10年以内に用途廃止となる市営住宅の現入居者に対し、2023年3月末までに管理継続が決定している他の市営住宅への住み替え、譲渡、一般住宅等への転居のいずれかを選択するよう住民説明会において依頼した。</p> <p>【橋財第1-6 H31. 3. 28】</p>
建築住宅課	<p>損害賠償金に係る調定手続きについて訴訟判決で確定した債権額の内、滞納家賃については、すべて住宅使用料として調定が行われている。一方、請書を交わさずに入居している不法占拠人に対する損害賠償金（家賃に相当する額及び訴訟費用等）については、債務者から入金があった時に、事後調定となっている。これは、本市の債権額を正確に把握することができないことから、判決が確定している損害賠償金については、速やかに調定手続きを行われたい。また今後、判決が確定した債権についても、上記同様の手続きを行われたい。</p> <p>【26年度随時監査】</p>	<p>現在は、不法占拠人の不法占拠損害賠償金について事前に調定手続きを行っており、判決が確定した債権についても同様に手続きを実施した。</p> <p>【橋財第1-6 H31. 3. 28】</p>
学校給食センター	<p>給食配送運転業務に正規職員が1名従事しているが、人材投資及び経済コストの面からも嘱託職員に変更も今後検討されたい。</p> <p>【22年度第1次定期】</p>	<p>平成30年7月まではこの体制を続けることとなるが、平成30年9月からの新学校給食センター稼働時からは、調理・配送業務は民間委託となる。</p> <p>【橋教総第58号H30. 7. 4】</p>
学校給食センター	<p>(2)学校給食費徴収金の口座振替率が下位の学校に対して、現在、現金払いの児童生徒（保護者）を口座振替に変更するよう働きかけられたい。</p> <p>【26年度第1次定期】</p>	<p>(2)平成27年度より、給食費システム導入、学校給食費徴収規則の制定に伴い、徴収の業務についても学校教育課と給食センターで行うこととなった。</p> <p>業務の移行後は、全校の保護者に対しては、口座振替を基本として学校給食の申込みを行っており、口座振替ができない児童生徒（保護者）のみ、納付書を送付し、納付を依頼している。このため、現状での口座振替率は99%を超えている。</p> <p>【橋教総第58号H30. 7. 4】</p>
学校給食センター	<p>(1)年2回実施される給食残食数調査については、学校にばらつきが見られ、中学校は小学校に比べ残食数が多くなっている。この結果をふまえ、指導管理については、学校と協力しながら取り組まれたい。</p> <p>【28年度第2次定期】</p>	<p>(1)年に2回開催される橋本市学校給食主任者会議等で協議を行い、献立の工夫や成長期の食事の大切さを毎月配布・配信する献立表などに記載し伝えており既に取り組んでいる。</p> <p>【橋教総第58号 H30. 7. 4】</p>

課名	監 査 結 果	措置の内容及び状況
水道経営室 水道施設課	(3)水道会計の現預金の活用について水道事業会計では現在3,345,000千円の現預金があり、今年度末には償却実施により、現預金が40億円強になる見込みである。現在の平成21年度～37年度の17年間の水道事業計画については、現預金の活用もふまえた事業計画の見直しを検討されたい。 【24年度第2次定期】	(3)平成21年3月に認可を受けた、平成21年度から37年度までの第5次拡張事業計画の見直しについて、現状を踏まえ、アセットマネジメントの手法を取り入れたものとして、平成30年3月に「施設再構築基本計画」として取りまとめた。 その中では、本市水道事業が持続可能となる、安全においしい水を安定供給するという水道事業の使命を果たす、施設・設備の統廃合、ダウンサイジング、延命化を図った投資計画と、それを実現するための財政計画としている。 資産の老朽化対策、耐震化に取り組み、施設・設備及び基幹管路については、統廃合・ダウンサイジングをして更新し、その他管路については事後保全のみとした。施設管路の更新需要は今後40年間で約700億円(17.5億円/年)と見込まれます。投資計画の計画期間H30～H49までの20年間では約195億円の事業費が必要となる。 財政計画では、有収水量は今後20年で約22%減少する見込みである中、年間給水収益に近い、資金残高10億円を確保できるよう計画している。 今後、膨大な更新需要が見込まれており、着実な更新事業の実施と料金改定を含めた財源確保が求められる。 【橋財第1-4号 H30.7.25】
水道経営室 水道施設課	①飲料水供給施設の使用料に係る収入事務については、地方自治法施行令に基づいた事務処理がなされていない。本件については、下記各課共通事項として指摘するので、今後は、指摘事項をふまえ、適正な会計事務に努められたい。 【28年度第2次定期】	使用料の年度区分について、平成29年度からは、これまでの調定月での年度区分ではなく、納期限での年度区分に変更している。 【橋財第1-4号 H30.7.25】
水道経営室 水道施設課	(1)和歌山県みゆきつじ団地遠距離集中メーター修理負担金は、29年度中に工事・検査が終了していたにもかかわらず、請求書の発送が30年度となり、29年度は未請求の状況である。今後このような事項が発生しないよう事務処理と未収管理を適正に行われたい。 【30年度第1次定期】	(1)今回の指摘を受けて、平成30年12月27日付けで営業外収益の雑収益から特別利益の過年度損益修正益に科目更正を行った。 発生主義の原則に基づき、未収金計上には留意しているところであるが、今後、請求先に会計処理の理解を求めて適正に事務処理を行いたい。 【橋財第1-5号 H31.2.5】
下水道課	(1)人口減少が加速する中、将来の負担を減らすためには、認可区域の縮小化などにより必要以上の投資を抑制するとともに、認可区域以外の地域においては合併浄化槽の普及、促進を図ることで、下水道事業の縮小につなげるよう取り組まれたい。 【27年度第1次定期】	(1)平成26年に国から都道府県構想の見直しにより、平成38年度末に下水道の概成を目指すよう下水道区域の見直しを要請された。本市下水道事業では、平成28～29年度において以下のとおり事業計画の変更を行いました。 【橋財第1-1 H30.6.15】
下水道課	(2)維持管理経費については、施設運営など民間に任せられることができる業務は委託、民営化等様々な民間活力を積極的に活用し、市民サービスの質の維持とコスト削減を図られたい。 【27年度第1次定期】	(2)マンホールポンプの日常管理や簡易修繕においては仕様発注により民間委託することで、夜間時の緊急対応など市民サービスの向上に努めている。 また、平成29年度マンホールポンプ保守点検委託業務の内容を精査し、業務内容を縮小したことから委託費用の減額を行った。 【橋財第1-1 H30.6.15】